

# 令和6年度北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1. 業務の目的

本業務は、令和7年度を初年度とする北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定支援を行うものである。北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国・県の戦略を勘案しつつ、本村の社会・経済状況の変化を捉えて目指すべき地域ビジョンを示し、効果的で実効性の高い戦略を策定する必要があるため、これらの作業支援について、知識、技術、経験を有する優れた企画提案を募集することを目的とする。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

令和6年度北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務

### (2) 業務内容

別紙「令和6年度北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### (4) 提案上限額

6,820,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3. 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者は、本プロポーザルに参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、(イ)から(エ)までについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、北川村が定める手続に基づく物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札参加資格の再認定を受けている者にあつては、この限りでない。
  - (ア)破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者
  - (イ)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てを行った者
  - (ウ)特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
  - (エ)民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者
- (3) 公告の日から契約締結の日までの間に、指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 契約締結の日までに、北川村から、「北川村の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと及び同規則第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。

#### 4. スケジュール

- |                 |                              |
|-----------------|------------------------------|
| (1) 公告          | 令和6年5月20日                    |
| (2) 質疑書受付期間     | 令和6年5月20日～24日                |
| (3) 質疑に対する回答    | 令和6年5月31日                    |
| (4) 企画提案書類の提出期限 | 令和6年6月14日                    |
| (5) ヒアリング等      | 令和6年6月17日～21日（必要と判断した場合のみ実施） |
| (6) 結果通知及び契約締結  | 令和6年6月下旬                     |

#### 5. 質問の受付及び回答

- (1) 質疑事項がある場合には、別紙「質疑書（様式1）」に要旨を簡潔にまとめ、持参又は郵送、電子メールで北川村総務課に提出すること。
- (2) 質疑書に対する回答は、北川村役場ホームページ (<http://www.kitagawamura.jp/>) に掲載する。

#### 6. 企画提案書類の提出

- (1) 企画提案書は、持参又は郵送、電子メールで北川村総務課に提出すること。
- (2) 提出書類は次のとおり。
  - (ア) 企画提案書…任意の様式
  - (イ) 見積書…内訳を把握できる任意の様式
  - (ウ) 業務実績…本業務に類似するこれまでの実績一覧
  - (エ) 業務実績を証する資料…実績一覧のうち、主な事例についてまとめた資料
  - (オ) 業務実施体制…業務に関わる者等について、資格を含めた一覧
- (3) 提出書類の内容について説明が必要と判断した場合は、対面又はリモート等でヒアリングを実施する。

#### 7. 審査方法及び結果の通知

- (1) 審査は令和6年度北川村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務プロポーザル審査委員会が行う。評価は別表「審査基準表」による。
- (2) 審査結果は、全ての参加者に対して、個別に文書で通知する。

#### 8. 契約の締結

契約にあたっては、受託候補者と北川村の協議の上、契約書を作成し、締結する。

#### 9. 担当部署

北川村総務課

所在地：〒781-6441 安芸郡北川村野友甲 1530

TEL：0887-32-1212

FAX：0887-32-1234

E-mail：[soumu@vill.kitagawa.kochi.jp](mailto:soumu@vill.kitagawa.kochi.jp)

## 10. その他

- (1) 提出された書類については、原則として返還しない。
- (2) このプロポーザルに参加する費用は全て参加する事業者の負担とする。
- (3) 参加者は、別紙仕様書等を熟読し、かつ、遵守すること。

### 別表「審査基準表」

審査項目	審査基準	配点
企画提案書	仕様書（1）に係る調査・分析等の手法が具体的かつ工夫を凝らしたものになっているか。	20
	仕様書（2）及び（3）、（5）に係る情報整理・戦略検討等の手法が具体的かつ工夫を凝らしたものになっているか。	40
実施体制	業務内容に見合った人員を配置しているか。	10
業務実績	過去5年間に同種・類似業務の実績を有しているか。	10
提案価格	見積価格は適正に算定されているか。	20
合計		100